

令和6年度配偶者暴力等防止地域協議会実績報告書	
会議名	令和6年度飛騨地域ドメスティックバイオレンス防止協議会
開催日	令和6年6月10日（月）（出席人数：18名）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号・令和5年改正法）について 2. 女性相談支援センターにおける相談状況の報告及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について 3. 飛騨地域におけるDV被害者支援にかかる取組と体制について 4. 意見交換等「テーマ：DV被害者・児の状況とその後の中長期的な支援について」
開催内容※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号・令和5年改正法）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日法律改正により保護命令制度の拡充がされた。 2. 女性相談支援センターにおける相談状況の報告及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度 県女相の相談状況報告。 ・ 令和6年4月1日施行「女性支援新法」について説明と共有。 3. 飛騨地域におけるDV被害者支援にかかる取組と体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ 各関係機関よりDVに係る事例及び対応について共有。 4. 意見交換等「テーマ：DV被害者・児の状況とその後の中長期的な支援について」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設入所架空事例をもとに意見交換と情報共有。 ・ DV被害者は生活歴の中で傷つきが多く、複合化、複雑化した課題を抱えたケースが多く、回復に時間がかかったり対応に苦慮するケースが多い。心理面では精神科医療が必要であり、代行、同行等を含め継続的な福祉のサポートを要する。 ・ 広域でDV避難先として入所となった場合、必然的に住み慣れた場所が退所先になるため、飛騨地域にいることになる子どもを守る意味でも、DV被害者支援を充実させる必要があること、連携体制の強化の必要性について共有した。